

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:都市整備部まちづくり推進課 No.001

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:都市整備部まちづくり推進課 No.002

処 分 名	基準若しくは規約又は事業計画の変更の認可
処 分 の 概 要	個人施行者は、事業計画等を変更する場合、施行地区の管轄する市町村長を経由して都

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:都市整備部まちづくり推進課 No.003

■土地区画整理法

<

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:都市整備部まちづくり推進課 No.004

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:都市整備部まちづくり推進課 No.007

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:都市整備部まちづくり推進課 No.008

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:都市整備部まちづくり推進課 No.009

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:都市整備部まちづくり推進課 No.010

